

沖縄県立芸術大学附属研究所教授会規程 (平成2年3月19日教授会決定)

改正 平成19年4月13日

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄県立芸術大学学則(昭和61年沖縄県規則第13号)第6条第5項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学附属研究所教授会(以下「教授会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 教授会は、沖縄県立芸術大学附属研究所(以下「研究所」という。)の研究所長並びに教授、准教授及び専任の講師をもって組織する。

(教授会の審議事項)

第3条 教授会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 研究所長の推薦に関する事。
- (2) 研究所教員の採用及び昇任に関する事。
- (3) 研究所予算の編成及び配分に関する事。
- (4) その他研究所の運営に関する重要な事。

(会議の招集)

第4条 教授会は、研究所長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、研究所長に事故があるときは、教授会構成員のうちからあらかじめ、研究所長が指名した者がその職務を代行する。

- 2 研究所長は、教授会構成員の3分の1以上の要求があるときは、遅滞なく教授会を招集しなければならない。
- 3 教授会を招集するには、3日前までに議題を添えて教授会構成員に通知しなければならない。ただし、緊急の場合には、この限りでない。

(会議の定足数及び議決方法)

第5条 教授会は、教授会構成員(出張、研修、休職、休暇、その他の理由により不在が公に確認された者を除く。)の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 教授会の議事は、別に定める場合を除き、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定する。

(構成員以外の者の出席)

第6条 教授会が必要と認めるときは、教授会構成員以外の者を会議に出席させ意見を聴くことができる。ただし、議決に加えることはできない。

(委員会の設置)

第7条 教授会は、必要に応じて委員会を置くことができる。

(教授会の議事録)

第8条 教授会は、議事録を備え、会議の日時、出席者、議事日程及び議決の要旨、その他必要な事項を記載する。

2 議事録は、研究所長が保管し、教授会構成員の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

(教授会の庶務)

第9条 教授会の庶務は、研究所において処理する。

(教授会の運営に関するその他の事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項については、別に定める。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、教授会の会議において、出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月13日から施行し、平成19年4月1日から適用する。